



# 相談室



厚生労働省社会 援護局保護課

## 高等学校等就学費の給付について

たものです。

このため、高等学校等就学費は、義務教育である小・中学校の就学費用が教育扶助によって給付されるのとは異なり、生業扶助の技能習得費によって給付することとしたものです。

したがって、各実施機関におかれましては、高等学校等就学費は、ただ単に高等学校等の就学に要する費用を給付するというだけのものではなく、あくまでも被保護世帯の自立の支援を目的として創設されたものであることを、給付対象となる被保護世帯へ十分にご説明していただく必要があります。

### Q

平成十七年度より、新たに高等学校等就学費が給付されることとなりましたが、その趣旨や運用上留意すべき点について解説してください。

### A

## 1 高等学校等就学費創設の背景とその趣旨

現在、一般世帯における高校進学率は九七・三％（平成十五年度）に達している状況であり、また、昨年三月の福岡市学資保険訴訟最高裁判決においては、「近時においては、ほとんどの者が高等学校に進学する状況であり、高等学校に進学

することが自立のために有用であるとも考えられる」と判示されました。

さらに、昨年十二月に取りまとめられた「生活保護制度の在り方に関する専門委員会報告書」においても、「高校進学率の一般的な高まり、『貧困の再生産』の防止の観点から見れば、子供を自立・就労させていくためには高校就学が有効な手段となっているものと考えられる。このため、生活保護を受給する有子世帯の自立を支援する観点から、高等学校への就学費用について、生活保護制度において対応することを検討すべきである。」とされました。

こうしたことを総合的に勘案した上で、生活保護を受給する有子世帯の自立を支援する観点から、平成十七年度より、高等学校等の就学費用を給付することとし

## 2

### 高等学校(専修学校高等課程)や各種学校に就学する場合の取り扱いについて

高等専修学校や各種学校については、生計の維持に役立つ生業につくために必要な技能を修得する目的で就学する場合であって、技能修得の期間が一年以内(世帯の自立更生上特に効果があると認められる技能修得については二年以内)であれば、これまでも技能修得費の給付が可能となつているところであります。この取り扱いについては変更ありません。一方、技能修得の期間が三年以上であ

り、課第一の問七で示されている要件を満たす高等専修学校や各種学校については、これまで高等学校等での就学に準ずるものとして取り扱ってきたところであり、奨学金、修学のために恵与される金銭、その他その者の収入によって就学費用が賄われる場合に限って、世帯内就学を認めてきたものでありますが、今回新たにその就学費用について、生業扶助の高等学校等就学費の給付対象とすることとしたものです(なお、今般の実施要領改正において、世帯内就学の要件のうち就学費用が奨学金等によって賄われる場合という要件は削除されました)。

つまり、一〜二年課程の学校は従前どおり技能修得費によって、三年課程の学校は高等学校等就学費によって、就学に必要な経費を給付するものです。

### 3 高等学校卒業後に 専門学校(専修学校専門課程)へ 就学することについて

これまで述べてきましたとおり、今回高等学校等就学費を創設した趣旨は、高等学校等に就学することが、被保護世帯の自立へ向けて必要となる技能や知識等の取得に資するものと考えられることから、生活保護制度においてその就学費用

を給付するというものです。

したがって、高等学校卒業後については、高等学校への就学によって得られた技能や知識によって、当該被保護者がその能力(稼働能力)の活用を図るべきであると考えられることから、高等学校を卒業した者が直ちに専門学校(専修学校一般課程及び各種学校を含む)に就学する場合については、生業扶助(技能修得費)の給付対象とはなりません。

こうしたケースにおいて、当該専門学校への就学が特に世帯の自立に効果的であると認められる場合には、局第一の五の(三)で規定されているとおり、その者を世帯分離したうえで専門学校への就学を認めることが可能ではありますが、こうした取り扱いとなることについては、当該被保護者が高等学校へ就学する前に十分説明をしていただくことが必要です。

### 4 学校教育法第四十五条の二に規定する 技能連携制度を活用している学校 へ就学する場合の取り扱いについて

学校教育法第四十五条の二に規定する技能連携制度は、高等学校の定時制または通信制課程に在学する者が、技能教育施設(都道府県教育委員会が指定)で教育を受けている場合、当該施設における学

習を当該高等学校の教科の一部とみなすことができる制度であって、二つの学校の卒業資格を同時に得ることのできる制度です。

したがって、例えば、高等学校の定時制または通信制と高等専修学校の二校に就学するような場合、その両校ともに高等学校等就学費の給付要件を満たすことがあり得ます。

しかしながら、高等学校等就学費の給付は自立支援という目的を達するために必要な最小限度の範囲で認められるものであることから、保護費の給付にあたっては、当該被保護者の就学時間数等を目安として、主として就学しているいずれか一つの学校に係る費用のみ、高等学校等就学費の給付対象にすることとなります。

なお、技能教育施設が高等学校等就学費の給付対象とならない専修学校等である場合は、高等学校の通信制または定時制のみを高等学校等就学費の給付対象とすることになりますので、ご留意願います。

